

## 西宮市日中一時支援事業実施要綱

(趣旨)

第 1 条 本市における障害者の日中一時支援については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年度法律第 123 号。以下「法」という。）及び西宮市地域生活支援事業実施要綱に定めがあるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(事業内容)

第 2 条 知的障害児・者、身体障害児・者、精神障害者児・者、法第 4 条第 1 項又は児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 4 条第 2 項に規定する治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者（以下「障害者等」という。）を介護している方が一時的に介護ができなくなったときの支援とする。

(事業者の指定)

第 3 条 前条に掲げる事業を運営するため指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、西宮市日中一時支援事業所指定申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の登記簿謄本又は条例等
- (2) 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表
- (3) 事業所管理者の経歴書
- (4) 事業所の平面図
- (5) 運営規程
- (6) 利用者またはその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要
- (7) 事業計画書
- (8) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による書類の提出があったときは、法第 36 条に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定に準じて、申請者の事業実施能力を十分審査して、指定が適当と認める場合につき西宮市日中一時支援事業所指定通知書（様式第 2 号）を交付するものとする。

3 指定を受けたもの（以下「指定事業者」という。）が、第 1 項の規定に関する書類の記載内容を変更しようとするときは、西宮市日中一時支援事業内容変更届出書（様式第 3 号）を市長に提出しなければならない。

4 指定事業者は、事業の運営を廃止しようとするときは、西宮市日中一時支援事業廃止届（様式第 5 号）により、その旨を市長に届け出るものとする。

(指定の更新)

第 4 条 前条の事業者の指定は、6 年ごとにそれらの更新を受けなければ、その期間の経過によって、それらの効力を失う。

2 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間（以下この条において「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定

の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(指定事業者の設備基準)

第 5 条 本事業を単独で行う事業所(以下、「単独型事業所」という。)は、サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 指定障害福祉サービス事業所、指定障害児通所支援事業所又は指定障害者支援施設(以下、「本体施設等」という。)で、その全部又は一部が利用されていない居室等を利用し、利用定員内で本事業を実施する事業所(以下、「空床型事業所」という。)は、本体施設等としては必要とされる設備を有することで足りるものとする。

3 前 2 項に規定する設備は、専ら指定日中一時支援事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りではない。

(指定事業者の人員基準)

第 6 条 単独型事業所においては、利用者の数が 6 人以下の場合は 1 以上の職員を、利用者の数が 7 人以上の場合は、1 に利用者の数が 6 を超えて 6 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上の職員をサービス提供時間を通じて配置しなければならない。

2 空床型事業所に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める数とする。

(1) 本体施設等の障害福祉サービス等と同一時間帯に本事業を提供する場合は、本体施設等の前年度平均利用者数及び本事業の前年度平均利用者数の総数を本体施設等の前年度平均利用者数とみなした時に本体施設等として必要とされる数以上の職員を配置しなければならない

(2) 本体施設等の障害福祉サービス等の提供時間以外の時間帯に本事業を提供する場合は、本事業の利用者の数が 6 人以下の場合は 1 以上の職員を、利用者の数が 7 人以上の場合は、1 に利用者の数が 6 を超えて 6 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上の職員をサービス提供時間を通じて配置しなければならない。

3 指定日中一時支援事業者は、指定日中一時支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定日中一時支援事業所の管理上支障がない場合は、当該指定日中一時支援事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

(指定事業者の運営基準)

第 7 条 指定日中一時支援事業者は、「西宮市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(令和 6 年西宮市条例第 6 0 号)」、「西宮市指定障害者支援等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(令和 6 年西宮市条例第 5 2 号)」、「西宮市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(令和 6 年西宮市条例第 6 5 号)」で定める指定障害福祉サービス等の事業の運営に関する基準に準じて、指定日中一時支援事業のサービスを提供しなければならない。

(利用対象者)

第 8 条 利用対象者は、法第 2 9 条及び第 3 0 条に掲げる短期入所の支給決定を受けた障害者等とする。

(申請)

第 9 条 この事業の利用をしようとする障害者等(18 歳未満にあってはその保護者)(以

下「利用者等」という。)は、介護給付費障害児通所給付費訓練等給付費特定障害者特別給付費療養介護医療費地域生活支援事業支給申請書兼利用者負担額減免等申請書(以下「申請書」という。)を市長に提出するものとする。

(利用決定)

第10条 市長は、利用が適当な場合は西宮市日中一時支援事業利用決定通知書(様式6号)により利用者等に通知するものとする。

2 市長は、事業の利用を決定した場合は、受給者証を利用者等に交付するものとする。

(変更申請)

第11条 第10条の規定により決定された内容について利用者等が変更しようとするときは、申請書を市長に提出するものとする。

(変更通知)

第12条 市長は、前条の規定による申請を受理した場合、その要否について西宮市日中一時支援事業利用変更決定通知書(様式第7号)により通知するものとする。

(資格喪失)

第13条 第10条の規定により決定された利用者等が次に掲げる場合において、この利用資格を喪失する。

(1) 利用決定に係る障害者等が、この事業を利用する必要がなくなつたと認めるとき。

(2) 利用決定した障害者等(18歳未満にあつてはその保護者)が、有効期間内において本市に住所を有しなくなつたとき。

(但し、住所地特例による住所変更を除く。)

(3) 利用者等が利用の要否に係る調査に応じないとき。

(4) 利用者等が利用に関し虚偽の申請をしたとき。

(受給者証の再交付の申請)

第14条 受給者証を紛失又は破損した場合は、受給者証再交付申請書(様式第8号)により再交付を申請するものとする。

(給付費の支給)

第15条 市長は、この事業の利用者に対し別表1の単価の100分の90に相当する額(生活保護世帯、市民税非課税世帯については単価の額)を給付費として支払うものとする。ただし、費用の受給に関し代理受領に係る利用者からの委任及び事業者からの申出があつた場合はこの限りでない。

(代理受領)

第16条 前条の規定により代理受領を受けた指定事業者は、日中一時支援事業費請求書(様式第9号)に日中一時支援事業費明細書(様式第10号)及び日中一時支援事業サービス提供実績記録票(様式第11号)を添えて、市長に費用の請求をするものとする。

2 給付費の支給は、事業者から利用実績があつた月の翌月10日までに請求がなされた分について、翌々月末日までに行うものとする。

(負担上限額)

第17条 利用決定障害者等がこの事業を利用した場合は、第15条に規定する単価の100分の10に相当する額を負担するものとする。但し、同一の月の負担額は別表2で定める額を上限とする。

(事業者の指定に係る経過措置)

第18条 第3条の規定にかかわらず、短期入所を行う事業所として法第36条により、指定を受けている事業所については、西宮市日中一時支援事業所指定申請書(様式第1号)に指定通知書の写し及び法36条第3項各号の規定に該当しない旨の誓約書(参考様式1)を添付して提出することをもって、この事業の指定を受けたものと見なす。

(報告及び調査等)

第19条 市長は指定日中一時支援事業の実施等に関して必要があると認めるときは、日中一時支援の利用の決定を受けた障害者等(18歳未満にあつてはその保護者)(以下、「利用決定者等」という。)、利用決定者等の配偶者若しくは利用決定者等の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらの者であつた者に対し、報告若しくは文書その他物件の提出若しくは提示を命じ、又は担当職員に質問させることができる。

2 市長は指定日中一時支援事業の実施等に関して必要があると認めるときは、指定日中一時支援を行った者に対し、その行った指定日中一時支援の実施等に関し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定事業者又は日中一時支援事業所の従業者その他日中一時支援事業に携わる者(以下「日中一時支援事業者等」という。))に対し出頭を求め、又は担当職員に関係者に対して質問させ、若しくは日中一時支援事業者等の当該指定に係るサービス事業所に立ち入り、その設備若しくはその他の物件を検査させることができる。

3 前項において、日中一時支援事業者等に指定日中一時支援事業の実施等に関して適当でないと認める部分があるときは、当該日中一時支援事業者等に対して改善指導を行うことができる。

4 第2項の規定による質問を行う場合においては、担当職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(勧告)

第20条 市長は、指定日中一時支援事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定日中一時支援事業者に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

(1) 指定日中一時支援事業者が、当該指定に係るサービス事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、第6条で定める基準に適合していない場合、当該基準を遵守すること。

(2) 指定日中一時支援事業者が、第5条及び第7条で定める指定日中一時支援の事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定日中一時支援の事業の運営をしていない場合、当該基準を遵守すること。

2 市長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定日中一時支援事業者が、同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(指定の取消し)

第21条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、指定日中一時支援事業者の指定を取消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

(1) 指定日中一時支援事業者が、法第50条に基づき指定障害福祉サービス事業者の指定の取消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止されたとき。

(2) 指定日中一時支援事業者が、法第42条第3項の規定に違反したと認められるとき

(3) 指定日中一時支援事業者が、当該指定に係るサービス事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、第6条で定める基準を満たすことができなくなったとき。

- (4) 指定日中一時支援事業者が、第5条及び第7条で定める指定日中一時支援の事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定日中一時支援の事業の運営をすることができなくなったとき。
- (5) 日中一時支援事業費の請求に関し不正があったとき。
- (6) 指定日中一時支援事業者が、第19条第2項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (7) 指定日中一時支援事業者又は当該指定に係るサービス事業所の従業者が、第19条第2項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係るサービス事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定日中一時支援事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。
- (8) 指定日中一時支援事業者が、不正の手段により第15条の指定を受けたとき。
- (9) 前各号に掲げる場合のほか、指定日中一時支援事業者が、法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。
- (10) 前各号に掲げる場合のほか、指定日中一時支援事業者が、日中一時支援サービスに関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。
- (11) 指定日中一時支援事業者が法人である場合において、その役員等のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に日中一時支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。
- (12) 指定日中一時支援事業者が法人でない場合において、その管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に日中一時支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

(補則)

第22条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年2月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和6年7月1日から実施する。

別表 1

CD	区 分	単 価	支給決定の内容	
1	障害者	短期入所サービスⅠ(区分1)日中一時 1/4	1,330 円	障害支援区分1
2		短期入所サービスⅠ(区分1)日中一時 2/4	2,660 円	障害支援区分1
3		短期入所サービスⅠ(区分1)日中一時 3/4	4,000 円	障害支援区分1
4		短期入所サービスⅠ(区分2)日中一時 1/4	1,330 円	障害支援区分2
5		短期入所サービスⅠ(区分2)日中一時 2/4	2,660 円	障害支援区分2
6		短期入所サービスⅠ(区分2)日中一時 3/4	4,000 円	障害支援区分2
7		短期入所サービスⅠ(区分3)日中一時 1/4	1,520 円	障害支援区分3
8		短期入所サービスⅠ(区分3)日中一時 2/4	3,050 円	障害支援区分3
9		短期入所サービスⅠ(区分3)日中一時 3/4	4,580 円	障害支援区分3
10		短期入所サービスⅠ(区分4)日中一時 1/4	1,690 円	障害支援区分4
11		短期入所サービスⅠ(区分4)日中一時 2/4	3,390 円	障害支援区分4
12		短期入所サービスⅠ(区分4)日中一時 3/4	5,090 円	障害支援区分4
13		短期入所サービスⅠ(区分5)日中一時 1/4	2,050 円	障害支援区分5
14		短期入所サービスⅠ(区分5)日中一時 2/4	4,110 円	障害支援区分5
15		短期入所サービスⅠ(区分5)日中一時 3/4	6,160 円	障害支援区分5
16		短期入所サービスⅠ(区分6)日中一時 1/4	2,420 円	障害支援区分6
17		短期入所サービスⅠ(区分6)日中一時 2/4	4,840 円	障害支援区分6
18		短期入所サービスⅠ(区分6)日中一時 3/4	7,260 円	障害支援区分6
25	障害児	短期入所サービスⅡ(区分1)日中一時 1/4	1,330 円	区分1
26		短期入所サービスⅡ(区分1)日中一時 2/4	2,660 円	区分1
27		短期入所サービスⅡ(区分1)日中一時 3/4	4,000 円	区分1
28		短期入所サービスⅡ(区分2)日中一時 1/4	1,610 円	区分2
29		短期入所サービスⅡ(区分2)日中一時 2/4	3,220 円	区分2
30		短期入所サービスⅡ(区分2)日中一時 3/4	4,840 円	区分2
31		短期入所サービスⅡ(区分3)日中一時 1/4	2,050 円	区分3
32		短期入所サービスⅡ(区分3)日中一時 2/4	4,110 円	区分3
33		短期入所サービスⅡ(区分3)日中一時 3/4	6,160 円	区分3

食事提供体制加算	510 円
----------	-------

4時間未満……………1/4日

4時間以上8時間未満…2/4日

8時間以上……………3/4日と算定する。

別表 2

18 歳 以 上	区 分	負担上限月額
	生活保護	0 円
	低所得（市町村民税非課税世帯に属する者）	0 円
	一般（世帯の市町村民税所得割合計額が 16 万円未満）	9, 3 0 0 円
一般（世帯の市町村民税所得割合計額が 16 万円以上）	3 7, 2 0 0 円	

※ 利用者本人が 18 歳以上の場合の「世帯」の範囲は「利用者本人及び同一世帯に属する配偶者」とする。

18 歳 未 満	区 分	負担上限月額
	生活保護	0 円
	低所得（市町村民税非課税世帯に属する者）	0 円
	一般（世帯の市町村民税所得割合計額が 28 万円未満）	4, 6 0 0 円
一般（世帯の市町村民税所得割合計額が 28 万円以上）	3 7, 2 0 0 円	